

土佐町少年剣道後援会規約

(名称)

第1条 本会の名称を「土佐町少年剣道後援会」とする。

(目的)

第2条 本会は会員が相互に協力し、様々な土佐町少年剣道の活動を後援することを通じて、子ども達の心身の鍛練の実があがることを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、土佐町少年剣道卒業生、卒業生保護者、地域の土佐町少年剣道を応援して下さる方々等、本会の趣旨に理解ある者により構成する。

(世話人)

第4条 本会は次の世話人を置く
会長 1名
会計 1名
監査 1名

(世話人の選出)

第5条 世話人は第1回後援会で選出する

(会費)

第6条 本会の会費は以下のとおりとする
年会費 1,000円

(その他)

第7条 この規約に定めのない事項については、必要に応じて後援会で検討する

土佐町少年剣道後援会設立年月日

平成20年4月15日

この規約は平成20年4月15日より施行する